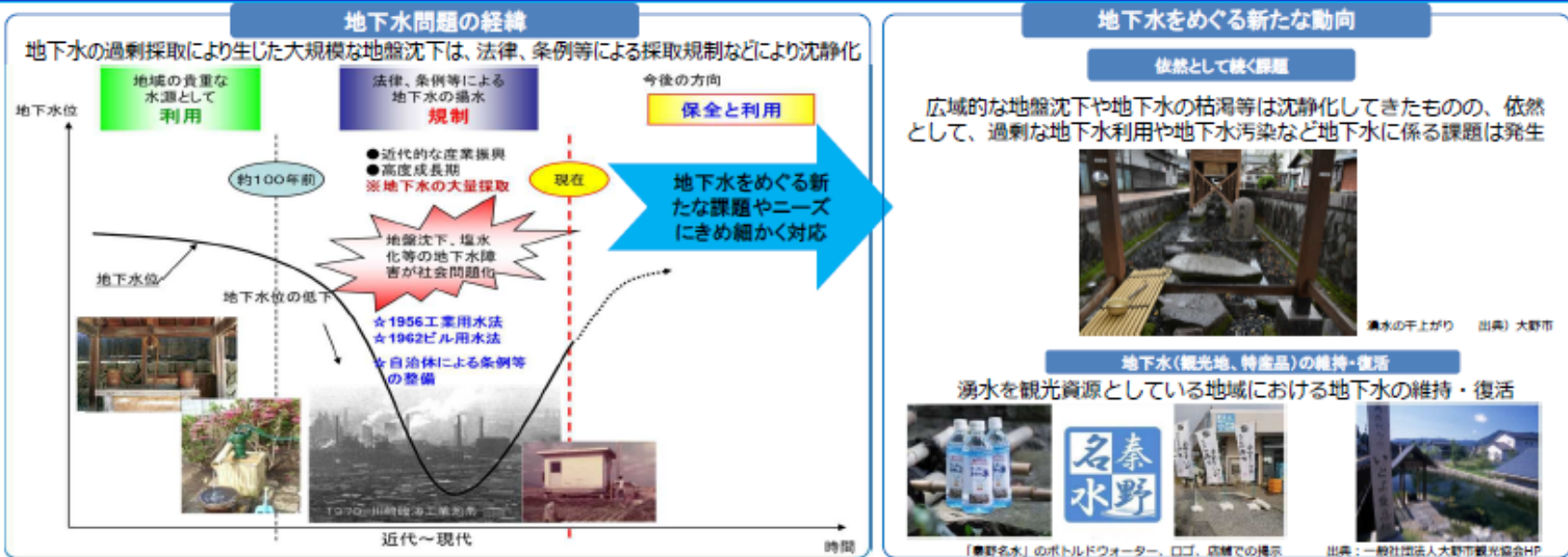


# 背景（水循環基本法の改正）



## 地方公共団体が抱える課題

1. 制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
2. 合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

## 水循環基本法の改正（令和3年6月）

### <改正のポイント>

#### ○責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

#### 地下水の適正な保全・利用に関する規定の追加

#### ○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

地下水マネジメント（※）を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①～③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ① 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ② 地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③ 地下水の採取の制限

改正法の衆参国土交通委員会の審議過程において、以下の内容を含む決議が付された。  
法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

（※）地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組